

ワーキング委員会の開催について

概 要:米沢市地域公共交通活性化協議会規約第 10 条に基づき、市街地におけるバスを含めた移動手段の検討を行うため、分科会としてワーキング委員会を開催する。

回 数:年 3 回程度(令和6年4月以降開催)

構成員:米沢市地域公共交通アドバイザー
交通事業者(山交バス株式会社、ハイヤー協議会 等)
その他関係者

その他:

(1) 令和 5 年度実施事業の米沢市内の街中におけるタクシー需要に関する研究結果(資料1 p37)を活用する。

(2) 米沢市地域公共交通活性化協議会規約
(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することかできる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。